

日 時 令和6年2月2日（金）
会 場 茨城県庁舎 11階 経営事項審査会場

令和5年度茨城県入札監視委員会
第3回定例会議
議 事 録

(資料の確認等は省略)

(1) 審議事案

1. 土木部・×××課 ×××橋 (P 2 橋脚) 耐震補強工事

○委員

まず、1 番目の事案につきまして、発注課所の×××課から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○説明者

×××課の×××でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、着座にてご説明をさせていただきます。

審議事案の1 番でございます。当課で発注いたしました×××橋 (P 2 橋脚) 耐震補強工事につきまして、説明書をご覧くださいながらご説明申し上げます。

1 ページをご覧くださいと思います。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

2 段目、工事名でございますが、04国補橋修 第×××号 ×××橋 (P 2 橋脚) 耐震補強工事でございます。

工事種別は、土木一式工事で、工事場所は、一般国道×××号 ×××郡×××町×××でございます。

2 ページに位置図をつけさせていただいておりますので、ご覧くださいと思います。

赤丸の箇所でございますが、国道×××号の×××川に架かります×××橋でございます。本工事箇所となっております。

なお、橋梁耐震補強工事につきましては、災害時の救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路上の橋梁につきまして、大規模な地震でも軽微な損傷にとどまり、速やかな機能回復が可能となるよう、対策工事を行うものでございます。

1 ページにお戻りいただきまして、5 段目でございます。工事概要でございますが、P 2 橋脚耐震補強工事、RC 橋脚巻立て鋼板製作工一式、RC 橋脚鋼板巻立て工 1 基でございます。コンクリート巻立ては厚さ250ミリ、鋼板巻立ては厚さ12ミリでございます。

次に、入札参加資格でございますが、本工事は、2 者の特定建設工事共同企業体の工事として発注しております。

まず、代表構成員の要件でございますが、1 点目が、令和3・4 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がS 等級であり、かつ、同名簿に登載された総合点数が1,200 点以上であること。

2 点目が、県内に建設業法に基づく主たる営業所 (本店) があること。

3 点目が、過去10 年間に、国内で同種工事または類似工事を元請として竣工した公共工事の実績があること。

同種工事としましては、橋脚巻立て工法による橋梁耐震補強工事、類似工事としましては、橋脚下部新設工事または同種工事以外の橋梁下部耐震補強工事としてございます。

次に、代表構成員以外の構成員についてでございます。

1点目が、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付がSまたはA等級であること。

2点目が、×××所管内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。

3点目が、土木一式工事について特定建設業の許可を受けていることといたしました。

そのほか、3つ目の丸でございますが、本工事に係る設計業務等の受託者と資本もしくは人事面において関連があるものでないこととしてございます。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございますが、×××川をまたぐ×××橋の橋梁耐震補強工事であり、現道上の橋梁において工事を実施しますとともに、河川区域内の工事でもあることから、安全管理や周辺環境への配慮、工程管理など、施工業者の技術力を確保するため、企業の実績や技術力など、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

なお、この資格要件によります応札可能業者数でございますが、代表構成員としまして56者、代表以外の構成員としまして46者の業者数がございます。

なお、総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、31ページから33ページに記載のとおりでございます。

次に、1ページの最下段の入札の経緯及び結果でございます。

令和4年7月27日に入札公告を行いましたところ、2JVから入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、全て参加資格ありという確認がされました。

同年9月8日に開札した結果、2JVとも入札に参加しまして、入札結果としましては、入札価格と価格以外の評価項目を総合的に評価し、評価値の一番高い者が落札者となりますことから、評価値1位である×××特定JVと契約を行いました。

予定価格は、税抜き1億8,539万円、これに対しまして、入札金額は、税抜き1億8,350万円で、落札率は98.9%でございました。

4ページをご覧いただきたいと思えます。

中段の2JVの評価結果につきましては、落札者である×××特定JVの評価点は115点、これらを基に算出した評価値は6.267点でございました。

なお、総合評価方式の各評価内容につきましては、次ページ、5ページに記載のとおりでございます。

次に、8ページをご覧いただきたいと思えます。

変更契約内容についてご説明いたします。

工事着手後に、×××川の水中部にある橋脚の柱部を測定した結果、柱部が設計寸法よりも長いことが判明いたしました。柱部に設置します補強鋼板の長さを変更することとなったためでございます。

そのほかに、工事用進入路の地盤が悪く、作業機械の走行性を向上させるため、敷き鉄板を28枚追加変更いたしました。

以上によりまして、7ページの中段の変更契約金額であります、税込みで470万8,000円の増額変更を行ってございます。

続きまして、9ページでございます。9ページは、工事成績評定結果でございます。評定点は、82.1点でございます。

審議事案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ここまでのご説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

すみません。では、まず私から口火を切ってしまうということで、本件の橋は×××川をまたいで、千葉と茨城をまたいでいるということですが、その管理の仕切りというか、今回、どこからどこまでが茨城の担当で、どこからどこまでが千葉の担当といった仕切りなどはあるのでしょうか。

○説明者

お答えいたします。

この×××橋につきましては、費用は千葉県と茨城県で折半してございまして、管理者としては、茨城県が全て管理を行ってございます。一式管理ということで、うちが受託している形です。

○委員

そうすると、今回の工事については、当県が責任を持ってやって、ただし、費用に関しては、後日、折半という形になるのですかね。

○説明者

そうですね。千葉県には概算額で伝えておりまして、最終的な変更額などを含めて折半ですね。費用を負担いただいているという状況です。

○委員

ありがとうございます。

では、続いて、どうぞ。

○委員

ご説明ありがとうございました。

設計変更のところでお伺いしたいのですが、橋脚の長さということなので、発注する前、事前調査というよりは、完成したときの図面を使われていると思うのですが、長さの差が5センチというのは結構違う長さなののでしょうか。つまり、つくったときの設計で、5センチぐらいというのは誤差の範囲に入るのか、それとも相当違うものなのかということなのですが。

その次の質問は、その5センチの差を埋めるのに400万円ぐらい使われていて、これは

金額としてはかなり大きいような気もするのですが、その感覚を教えていただければと思います。

○説明者

まず、5センチの状況でございますが、何分、この×××橋は昭和40年代の架設でございまして、委員おっしゃるように、そのときの完成図書がございまして、管理台帳がございました。我々はその台帳を基に設計して発注したところ、流水部なので、事前にその長さが確認できなかったのですが、実際のところ、5センチ長かったという状況でございました。当時の5センチの誤差は許容範囲かというところ、我々もそこまでは分かりかねる部分がございますが、当然、長い部分を把握した上で、完成ということで現在まで至っておりますので、その強度などは問題ないと考えてございます。

○委員

400万円。

○説明者

変更の400万円の内訳ですが、巻立ての部分は、鋼板の製作と鋼板の材料、コンクリートの材料等々があります。そのほかに、仮設道路の進入路の地盤が悪かったということで敷き鉄板を増やしております。敷き鉄板のほかに、敷き鉄板に伴う材料費、機材などもかかっていますので、400万円は妥当かと考えています。

○委員

今の話は分かったのですが、5センチよりも敷き鉄板のほうがかかったということによるのですかね。材料費が増えるのはもちろん分かりますが、それよりも仮設道路の経費のほうが大きかったかなと思うのですが。

○説明者

委員おっしゃるとおり、仮設道路の変更額のほうが大きいのは確かでございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにありますか。

では、どうぞ。

○委員

3ページの図面を見ますと、図面の上のほう、過年度施工済みが青で塗られていて、今回発注箇所がピンクの1か所ということだと思っておりますが、白塗りの部分は、今後、同じような補強工事をしていく予定なのでしょうか。

あと、単年度で1か所ぐらいしかできないものなのではないかということをお聞きしたいと思います。

○説明者

白塗りのP3橋脚については、今年度の工事で実施しているところであります。

単年度で1基しかできないかというご質問ですが、河川内の工事になりますので、洪水などで流れてきたときに、その工事によって、越水とか、河川の流れを阻害してしまうことになってはいけませんので、河川許可上、いわゆる河積阻害率というものがあるのですが、それを犯さない範囲での工事しか認められておりませんので、毎年1基程度しかできないという状況になっております。

○委員

よろしいですかね。ありがとうございます。

特にほかにございますか。

よろしいでしょうか。

では、1番目の事案につきましては、ここまでということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

2. 総務部・××× ×××高圧電気設備改修工事

○委員

では、準備が整いましたら、どうぞ始めてください。

○説明者

総務部×××の×××と申します。着座にて説明させていただきます。

それでは、×××より、説明番号2の×××高圧電気設備改修工事についてご説明いたします。

まず、×××の事業ですが、×××は、×××及び81か所の×××の高圧受変電設備等について、電気事業法に基づきまして保安規程を策定し、保安管理を行っています。

具体的には、各施設について、目視を中心とした毎月の日常巡視点検と、施設を全停電させて、測定器を用いて点検する年1回の精密測定を行って、高圧受変電設備を健全に保っております。

当該工事は、こうした点検等により見つかった不良箇所や、設置年数等から改修が必要と判断される機器等について更新を行うものでございます。対象施設をかえながら毎年度実施しているものでございます。

それでは、1ページの審議事案説明書をご覧ください。

まず、工事場所でございますが、×××市の×××事務所ほか10か所でございます。

3ページが施工場所になります。県北部、県中央部、県西部、県南部と広く点在しております。

1ページにお戻り願います。

工事概要をご説明いたします。

工事概要といたしましては、経年劣化した高圧気中開閉器の更新が×××事務所ほか7か所、高圧ケーブルの更新が×××事務所×××事業所ほか4か所、真空遮断器の更新が

×××1か所でございます。

4ページに、工事のイメージを簡単に示した受変電設備概略図を添付しております。こちらでご説明いたします。

まず、高圧気中開閉器は、電力会社との責任分界点に設置される機器で、図の中央右寄りに示すように、構内電柱の上部に設置されています。電力会社から送電された電気を入り切りするスイッチのような機械です。手動で入り切りができるほか、大きな漏電事故が起きた場合に動作して、状況に応じて電力会社の送電線網から切り離す機能があります。

高圧ケーブルですが、高圧気中開閉器で受けた電気をキュービクル等の受変電設備に引き込むためのケーブルです。地中に埋設させたり、電柱を使用して、架空で敷設されたりします。

真空遮断器は、受変電設備の中に設置される機械です。高圧気中開閉器と同様に、施設内の電気を入り切りするとともに、施設内で発生した電気事故を感知して、自動で電気を切る機能があります。

続きまして、入札参加資格についてご説明いたします。

再び1ページをご覧ください。

入札参加資格としましては、(1)として、茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があり、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された電気工事の格付がA等級であること。

(2)として、電気工事について、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された年間平均完成工事高が予定価格以上の者であること。

(3)として、電気工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者になり得る者を対象工事に配置できることとございます。

入札参加資格設定の経緯及び理由をご説明いたします。

当該工事は、老朽化した6,000ボルト高圧受変電設備の機器類を更新するものでございます。家庭や小規模店舗で使用する100ボルトや200ボルトの低い電圧の設備ではないため、工事に当たっては、高い技術力や安全対策等、適正な施工管理を求め、格付をA等級としているところでございます。

同様の理由で、相応の能力を有する業者に施工してほしいという考えから、年間平均完成工事高が予定価格以上の者としたところでございます。

また、地域要件につきましては、施工場所が県内広範囲に点在していることから、県内全域としております。

応札可能業者数は、98者でございます。

2ページをご覧ください。

入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

記載はございませんが、入札参加資格確認申請者は、10者でございました。

審査の結果、10者全てに参加資格が認められましたので、全員に入札参加資格確認申請

結果を合格として通知しております。

契約金額については、税込みで1,460万8,000円でございます。

入札参加者は、9者ございました。

入札前に1者から入札の辞退届がございました。

落札者は、×××でございます。

予定価格は税抜きで1,475万円、最低制限価格は1,316万円、入札金額は1,328万円、落札率は90%ございました。

9ページに入札時の結果登録を、10ページに契約内容を公表したものを添付してございますので、ご覧おき願います。

契約変更についてはございません。

11ページをお開き願います。

工事完成検査結果通知書でございます。

中ほどに記載がありますように、完成検査日は令和5年3月24日、結果は合格でございます。

なお、総務部では工事成績評定要領がございませんので、点数はございません。

12ページから14ページは、完成工事写真の一部を添付してございます。

この工事は、高圧電気機器の更新でございます。物が新しくなっているだけでございますので、写真では新旧が分かりづらいかもしれませんが、12ページが高圧気中開閉器、13ページが高圧ケーブル、14ページが真空遮断器の更新状況でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ありがとうございました。

ご説明いただきましたが、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

では、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

入札金額の一覧表が9ページに出っていますが、入札金額が一番小さい会社さんは基準価格以上のところがバツになっている。下回っているということですが、これはどういうところが低く見積もって、その結果が出てきたかというのはお分かりでしょうか。

○説明者

金額的には、最低制限価格のほうは下回ったのですが、僅差というか、ちょっとした差ですから、どこがというように、極端に下がっているところがあったとは存じていません。

○委員

いや、以前お伺いしたときに、こういう基準価格は、その内訳というか、材料費とかなんとかで、かなり精緻な数字が公開されていますので、業者さんが入札するときには、その資料を使って計算するとかなりクリアに分かる。だから入札率が九十何%でそろうのだ

というご説明を頂いたのですが、そのような状況で基準額を下回るのは、どこかで見積りを間違えられたか、低くされたのかなと思ったので、もしそれが分かれば、教えてほしかったということです。

○説明者

想像の部分もあるのですが、最低制限価格は、過去にも工事が何本とありますので、業者さんは大体分かるのではないかなと思うのですが、その上で、ランダム係数で前後上下しますものですから、その差で、どうしても取りにいきたくて下げ過ぎたと想定しております。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ほかに何かございますか。

すみません。では、私から。

本件に関しては、受変電設備等10か所ということなのですが、分割して発注するといったことはお考えにならなかったのでしょうか。

○説明者

11件で一千何百万円かの工事なのですが、先ほど申し上げましたとおり、高圧受変電設備の工事ということで、金額自体は1か所当たり100万円程度なのですが、危険を伴う工事ですし、監督もちゃんと現場についてやらないとまらないものですから、工事の正確性などを担保するために、まとめて、そのような形にしております。

○委員

ありがとうございます。そうすると、1か所に頼むわけだから、必然的に、例えば工期が長くなるといったことも弊害としてあるのかなとも思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

○説明者

停電作業を伴う工事ですので、施設側と調整しながらやっていく関係がございます。

あと、工期は9か月ということで取っているのですが、多くの時間は材料の納入までの時間で、残り3か月ということで、閉庁日でないと工事ができない箇所もありますので、一件一件、土日を当てながらやっているような次第でございます。

○委員

ありがとうございます。

先生方、ほかに何かご質問等ありますか。

では、委員、お願いします。

○委員

更新ということなのですが、これは何年置きに更新するものなのでしょうか。

○説明者

機材によっても違うのですが、高圧気中開閉器ですと15年程度使ってから、ケーブルについては、30年程度使ってから順次更新しております。

○委員

ありがとうございます。

ほかになれば、このあたりにしておきたいと思いますが、よろしいですかね。

ありがとうございました。

では、以上で、ということです。ありがとうございました。

3. 農林水産部・××× 令和4年度第1号県単山地治山事業

○委員

では、3番目、×××さんからお願いします。

○説明者

×××の×××でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

まず、当事務所は、×××市をはじめとする5市1町を管内に持っております。治山・林道の工事、県土の保全や森林の整備を目的とした工事を発注しております。

さて、今回の審議案件であります令和4年度第1号県単山地治山事業工事について、No.3資料をご覧くださいながら説明したいと思います。

まず、1ページをご覧くださいと思います。

入札方式につきましては、指名競争入札でございます。

工事名は、令和4年度第1号県単山地治山事業工事でございます。

工事種別は、土木一式工事で、工事場所は、×××町×××地内でございます。

2ページをご覧ください。

位置図を示してございます。

地図の中央よりちょっと上にJR×××線の×××駅がございます。ここから西側、県道を行ったところに赤い丸をつけてございます。ここが今回の工事場所になります。

さて、工事の概要でございますが、その前に、簡単に治山事業を説明させていただきたいと思います。

治山事業とは、森林の維持造成を通じて、山地災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成を図る重要な県土保全政策の一つであります。森林法に基づいて、荒廃山地の復旧整備、予防対策、流木(ながれぎ)対策、海岸防災林の整備を行うものであります。

1ページに戻っていただきまして、工事の概要を説明いたします。

3ページに平面図をつけてございますので、併せてご覧下さい。

現地は、森林の中腹に転石が点在してございます。今回、この石が、地震や台風の集中

豪雨などによって、人家や下の県道に落下するのを防止するのを目的とさせていただきます。

全体計画としましては、ワイヤロープを用いたロープ伏工により、転石の落下を防止する固定工を約100㎡、伸縮性の高いワイヤロープに金網を設置しまして、転石の落下を抑制または減殺する落石防止柵を約20m行うものでございます。

工事は、令和2年度から行ってございます。

このうち、赤く塗った部分が令和4年度の工事でありまして、ワイヤロープを用いた固定工を72㎡、併せまして、工事用の資材を運搬するモノレールの設置などの仮設工一式となっております。

なお、現地は、令和4年度工事をもって概成となっております。

続きまして、1ページに戻っていただきまして、指名業者選定の経緯についてご説明いたします。

農林水産部においては、土木部の発注方式に準じて、予定価格250万円以上1,000万円未満の工事を指名競争入札としております。

1つに、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている土木一式工事の格付がC等級である者、2つに、指名停止及び営業停止などが行われていない者、3つに、地元×××町に建設業法上に基づく主たる営業所（本店）がある者、4つに、茨城県が発注した工事を過去10年間に元請として施工した実績がある者など、最低限の条件で選定いたしました。

また、農林水産部における工事の指名競争入札の指名業者数は12者とされておりまして、Cランクの業者を選定した結果、指名業者数が不足してございましたので、直近上位のBランクの業者を加えまして選定いたしました。しかし、Bランクを加えても指名業者数がまだ不足してございましたので、さらにその上のAランクの業者の中から総合点数がBに近いところを選定いただきまして、指名業者数12者として指名競争入札を実施したものでございます。

次、入札の経緯及び結果でございますが、指名業者に対して、令和4年7月6日に指名通知を行いまして、電子競争入札方式によりまして、令和4年7月20日から令和4年7月25日を入札期間として設けました。

令和4年7月26日に開札を行いまして、その結果は、5ページに示す入札結果登録の表のとおりでございます。

12者中11者から応札がありました。

全ての入札額は予定価格の範囲内であり、かつ、最低制限価格を上回ってございましたので、その中で最低価格者を落札者と決定して、同日付で契約を締結したものです。

予定価格は、税抜きで616万円のところ、入札金額は、税抜きで590万円、落札率は、95.8%であります。

契約金額は、税込み649万円、工期は、令和4年7月27日から令和4年11月23日までの

120日間となっております。

受注者は令和4年7月27日に着工し、発注図面・数量のとおり施工を行い、令和4年11月22日に完成いたしました。

同日付で工事完成通知書の提出があり、県では同日付で受付を行っております。

なお、工事内容に変更がありませんでしたので、変更契約は締結しておりません。

次に、7ページをご覧ください。

工事成績評定結果でございます。

令和4年11月30日に完成検査を行い、評点は73.8点でございます。

9ページに工事完成写真をつけさせていただきました。

ちょっと薄暗くて、大変見づらくて申し訳ございませんが、竹林の中で、十字に組まれたワイヤロープが転石の落下を防止しております。

以上、簡単でございますが、審議案件の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

以上のご説明につきまして、先生方から何かご発言等ございますか。

では、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

写真のところは大変興味深く見させてもらっているのですが、これは転石を防止するというので、岩というか、大きな石にロープをくくりつけているようなイメージを持っているのですが、ネットみたいに斜面を覆っているのですか。これで石が止まるのですか。

○説明者

これは、石のところにアンカーを打ちまして、そのアンカーにロープを結びつけて十字に張っている。この十字に張ったところで石の落下を防止している。非常に効果が高い工法です。

○委員

アンカーはどのくらい打つのですか。

○説明者

アンカーは、岩場だと1mぐらいです。土だともうちょっと長くなる。土質によって長さが変わってきます。そのアンカーの長さが違って変更するようなことになっているのですが、今回は、そのようなことはなかったもので、変更契約はしておりません。

○委員

ああ、そうですか。石の上かなんかに打つということではなくて、石の周辺の……。

○説明者

ある一定の間隔で打っていますので。

○委員

ああ、それは関係なくやるのですか。

○説明者

はい。だから石のところも打ちます。

○委員

これは竹ですが、木などに影響はないのですか。

○説明者

影響は全然ないです。

○委員

ああ、そうなのですか。

○説明者

こういうところでは非常に効果的な工法です。

○委員

道路からあまり見えないところなのですね。

○説明者

そうですね。逆に見えないほうが……。仮に落ちてきても、周りの木に当たって止まったりする場合がありますので、できるだけ木は伐らないで、現地に残すような形で施工しています。治山事業は、どちらかというところ、そういう山と一緒に守るような施工法なものですから。

○委員

モノレールも仮設でつくられたということなのですが、これは……。

○説明者

これは、ワイヤロープとか、資材を運搬するのに必要なものです。

○委員

これは撤去されたのですか。

○説明者

それは仮設でございますので、撤去済です。

○委員

ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ありますか。

では、どうぞ。

○委員

幾つかお伺いしたいのですが、こういった転石が危険な箇所はたくさんあるのかなと思うのですが、どういう優先順位で工事の対象にしているのかというのと、これは下

に家があるのですかね、実際、転石で被害があったといった申告があって施工していくとか、そのあたりを教えていただければと思います。

○説明者

まず、2点目の被害があったかという話でございますが、実は、ここ後ろに車庫がございます、車庫に転石が落ちてきました。車庫に被害があって、県で施工してほしいという町役場からの要望を受けて、県で施工したということでございます。

こういったところはいっぱいあるのかというお話ですが、かつては×××とか、最近、大きいものは×××が多いです。やるところは結構いっぱいあります。

東日本大震災のときに、これで落石を止めたという実績がございますので、非常に効果的な方法だと思います。

○委員

ありがとうございます。

○委員

どうぞ。

○委員

これは永遠には使えないものですよ。メンテナンスなどは、10年とか、20年とか、どのくらいの感じでされているのですか。

○説明者

基本的に、ワイヤロープは、亜鉛メッキをしているものを使っています。業者さんに言わせると、耐用年数50年ということです。ただ、落石が発生して、ちょっと浮いているといったところは、落石を取り除くとか、ワイヤロープを締め直すといったメンテナンスが必要だと思います。大雨の後など必要に応じて、我々県の職員が点検しております。

○委員

ありがとうございます。

○委員

もう一点いいですか。

○委員

どうぞ。

○委員

すみません。もう一点お伺いしたいのですが、この工法は、いろいろ選択する中で、今ある工法でベストなのか、それとも、費用がかかるけれども、もっといいやり方があるとか、何か選択肢があるのか教えていただければと思います。

○説明者

工法はたくさんあると思います。石をなくしてしまうのが一番手っ取り早い話なのですが、それは非現実的なので、その中で一番安いというのですか、実際に現地でやりやすい工法を取っています。ここでも、待ち受けというのですが、落ちてきた石を止めるための

落石防護柵も施工してございます。まずは落石を止めることが大事、次に、発生源対策をどうするかということで、今回はこの工法になったということでございます。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ほかにありますか。

では、どうぞ。

○委員

指名競争入札ということで、指名業者数が12者で、最初はCランクで選定したけれども、12者に足りないの、Bランクの業者を加えた。それでも12者に足りないの、さらにもっと施工力のあるというか、グレードの高いAランクの業者で、Cランクに近い業者を入れて12者ということで、5ページに応札の結果がありますが、Aの業者が幾つ、Bが幾つ、Cが幾つという内訳と、実際に応札した1番の×××というのはどのグレードの業者さんだったのでしょうか。

○説明者

お答えします。

Cランクが3者、Bが8、Aが1です。Bがもう一者いれば、Bまでで済んだのですが、1者足りなかったの。

落札した×××はBランクになっております。

○委員

ランクは、Dとかもあるのですか。

○説明者

Sが一番上で、A、B、Cになります。

○委員

分かりました。

○委員

ありがとうございます。

当該土地は県有地ということでしょうか。

○説明者

土地は、一般の方の私有地です。

○委員

私有地だと、原則からすると、土地所有者がその費用を出して、その防止とか、何らか賠償といったことかなとも思うのですが、あえて県で携われたところに何か理由があれば、教えてください。

○説明者

森林法という法律がございます。森林法の中で、保安林という制度があるのですが、保

安林は県が管理する（防災上必要がある場合、県が治山事業として防災工事をすることができる）ことになってございます。ここは保安林ですので、県が工事を行っております。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますか。

では、どうぞ。

○委員

7ページに工事成績評価表がありますが、実際に施工した結果、この工事は何点ですというの、ほかの発注機関でも出されているようですが、これを見ますと、何人かが何回かに分けて点数をつけているのでしょうか。中間検査は、今回はやられなかったようですが、完成検査員評価、主任検査員評価、総括兼監督員評価ということで、農林水産部さんはこういうやり方ということなのですか。

○説明者

土木部も多分一緒だと思うのですが、今回は中間検査をやってございませんので、完成したときに全員が評価をしたということです。

○委員

完成したときに全員が評価するということですか。

○説明者

はい。

○委員

分かりました。

○委員

ほかに何かご質問等ございますか。

よろしいですかね。

では、この案件につきましては、ここまでということにさせていただきます。ご説明ありがとうございました。

4. 福祉部・××× ×××エレベーター更新修繕業務

○委員

では、準備ができましたら、福祉部からご説明をお願いします。

○説明者

福祉部×××の×××でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

今回、4件目の案件でございます。×××で発注いたしました×××エレベーターの修繕につきましてご説明させていただきます。

初めに、1ページをご覧願います。

入札方式につきましては、随意契約方式で行っております。

工事名は、×××エレベーター更新修繕業務でございます。

工事の種別は、機械器具設置でございます。

工事場所は、2ページから3ページをご覧ください。

住所は、茨城県×××市××× ×××でございます。

1ページにお戻りいただきまして、工事の概要でございます。

既存のエレベーターのレールにブラケットを取り付ける等の耐震構造の強化や、エレベーターのドアが開いたまま走行すると、そのことを検知して、直ちに緊急停止させる戸開走行保護装置の設置を実施いたしました。

次に、随意契約の理由についてでございます。

本エレベーターにつきましては、×××の開業に伴い、昭和55年に設置されたものでございます。その後、今日まで一貫して×××が修繕及び点検を担っており、本エレベーターに係る修繕備品を有している事業者はほかにないことから、本業務については、×××に発注をいたしたところでございます。

契約金額は、税込みで676万5,000円、落札率は、97.8%でございました。

続きまして、資料の2ページから3ページは位置図、4ページは平面図、5ページは立面図、6ページは随意契約の内容と相手の選定理由、7ページは入札書取書、8ページは契約内容の公表、9ページから10ページは完成の写真でございます。11ページ以降は工事概要書となっております。

写真につきましては、エレベーターの全体部分と耐震構造の強化の部分の写真、戸開き走行保護装置の一部分を添付させていただいております。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員

ご説明ありがとうございます。

それでは、委員の先生方からご質問等ございましたら、お願いいたします。

では、どうぞ。

○委員

ご説明ありがとうございました。

こういう随意契約の場合ですと、その予算を決めて、そのままお願いするのかなと、素人ながら思うのですが、入札をされていますよね。そうすると、見積もられた結果、こちらの基準価格を下回ったりするようなリスクというのですか、本来、契約したいのに、なかなかうまくいかないようなことが起きるかもしれないと思うのですが、こちらで金額を決めておいて、応札してもらってでもスムーズにいくように調整されるのですか。

○説明者

すみません。今の……。

○委員

いや、質問は、入札されるということで、どうして入れられるのかということなのですが、随意契約で、予算が決まっていますよね。だから、そこで入札というのはどのような意味合いがあるのでしょうか。

○説明者

随意契約でございますが、我々は実際に参考見積り等を取りまして、今回の工事に適切な金額を設定して、それを予算化したりして準備してまいります。実際に、入札といたしましても、結果的に随意契約ということになりますので、今回の場合で言うと、その業者さんも決まっているということで、そこで見積りを取ったものと。だから、その入札率はほぼ100%に近いような金額になっていることは見てお分かりのとおり、もともと、このような金額でできますよといったことをご提示いただいて、それに基づいた形の予算措置。あと、手続として入札というのは経ますが、結果的に1者でありますし、もともと、すり合わせたというか、ご提示いただいた見積りに合わせてのものなのでということ。

○委員

いや、わざわざ入札するのはいかなものかと。全然違う問題ですから。

○説明者

ああ、プロセスの話と。

○委員

ええ。今おっしゃっていただいたことはよく分かりました。事前に相談して、入札という手続は踏むけれども、要は、見積りを取って、それがこちらの予算と合致しているかどうかを確認されたということで、分かりました。ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかにありますか。

では、どうぞ。

○委員

単純な疑問で恐縮なのですが、55年に設置して、四十何年間か、同じものを修繕して、使用を継続されているのでしょうか。

あとは、何年ぐらいたったら全部取り替えるみたいなことをするものなのか、常に修繕で使用していくものなのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○説明者

エレベーター自体は、開設当初、昭和55年からですか、使わせていただいています。その中で、今までですと、メンテナンスとして、例えば、平成23年に一度、制御盤のリニューアルといった工事などもやらせていただきました。その結果、その当時の考え方で言うと、耐用年数もそこからまた25年延びるといったことのようにです。耐震の工事なども、この工事の中でやらせていただいています。全取替えとなると、本当に数千万円というレベ

ルになってしまいますので。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

○説明者

補足させていただきますと、今回の工事につきましては、耐用年数を延ばすための工事というわけではございません。耐震や、扉が開いたまま走行するといった危険性の部分をクリアするためのものがございます。

耐用年数自体は、先ほど課長が申しあげました平成23年にリニューアルをしまして、令和18年までは安心して使えると。令和18年以降にまた内容のリニューアルをさせていただくような形で進めていこうかと考えております。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますか。

では、お願いします。

○委員

福祉部さんではほかの建物も管理されていて、同じようにエレベーターの改修工事があると思うのですが、ここの×××以外のところでも、こういう改修の場合、随契という形でやっているのでしょうか。平成23年のときも随契で、×××に出しているのでしょうか。

○説明者

×××で申しますと、開設以来ずっと×××にやってもらっていますので、その当時も随契でやらせてもらっていると認識しています。

福祉部のほかのところのエレベーターはどのような感じで維持管理しているかというのは、多分、所管する施設によって多用であろうかと思えます。我々は×××のことしか存じ上げませんので、すみませんが、ここでお答えは差し控えさせていただきます。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

では、どうぞ。

○委員

確認で、先ほど出た質問に関連するのですが、エレベーター自体の耐震工事をされたということですが、そもそも×××自体が昭和55年ということで、旧耐震の建物なのですが、この建物自体の耐震工事はされているということなのですかね。

○説明者

対応してございます。

○委員

ありがとうございました。

ほかにごございますか。

特にないようであれば、本件につきましては、ここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

5. 警察本部・××× 交通信号機改良等工事

○委員

それでは、5番目の案件、警察本部の×××さん、ご説明をお願いします。

○説明者

警察本部×××の×××と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

すみません。座って説明させていただきます。

それでは、本件工事についてご説明申し上げます。

×××において発注しました交通信号機改良等工事の入札及び契約の状況について説明いたします。

お手元の審議事案説明書1ページをご覧ください。

初めに、入札の方式ですが、指名競争入札であります。

工事名は、第×××号の交通信号機改良等工事でございます。

工事の種別は、電気であります。

工事場所は、×××市×××先ほか4か所でございます。

概要について申し上げます。

2ページの図面をご覧ください。

この工事は、交通信号機の改良等工事としまして、×××市内の3交差点、×××交差点、×××交差点、×××交差点及び×××市内の1交差点、×××駅西口交差点に、歩行者支援装置でありますBLE路側機の設置工事を行いました。

また、×××市内の1交差点、×××交差点におきまして、東電柱の移設工事に伴いまして、車両用の信号機、ケーブル及び取付金具等の移設工事を行いました。

先ほど申しましたBLE路側機は、無線通信のBluetoothを利用しまして、視覚に障害のある方がスマートフォンなどを利用して、交差点名や、赤・青・黄の交通信号機の状態、あるいは音声や振動で分かるような装置でございまして、これをつけたということでございます。

続きまして、本工事の指名業者選定の経緯及び理由につきましてご説明申し上げます。

予定価格が250万円を超えまして1,000万円未満の工事につきましては、指名競争による入札を実施しております。

本件工事は、予定価格が税込みで910万8,000円でしたので、指名競争入札の方法により発注いたしました。

選定に当たりましては、入札参加資格者名簿に登載されている業者でありまして、電気工事の格付がB等級以上であること、それから、信用度の高さ、地理的条件、技術力が備わっている観点から、茨城県内に本店を置いて、工事を施工できる体制があること、さらに、信号工事に精通した技術者を確保できて、施工実績があることといたしました。

公安委員会の管理する信号機の工事につきましては、交通信号機で交通をコントロールすることが必要でございまして、交通量の多いところ、交差点についておりまして、そういうところでもありますので、危険性の高い工事ということでもありますので、そのような指名の資格を問うております。

こういう工事の施工のミスは、重大な交通事故や災害に直結する懸念がございます。また、施工不良による交通信号機の故障や誤作動はあってはならないものでございますので、こちらにおきましても施工実績のある業者を重要な選定条件としております。他県警におきましても、本県同様に、工事実績を選定条件としている状況であります。

続きまして、4ページの指名業者選定理由書をご覧ください。

現在、県内において該当する業者は8業者のみとなっております。その8業者について、入札委員会において審議を行って指名いたしました。

続きまして、入札の経緯及び結果についてご説明いたします。

5ページの入札・見積結果情報閲覧（入札書取書）をご覧ください。

入札参加業者は、指名した8者でありまして、電子入札システムにより令和5年1月12日に開札した結果、最低制限価格以上で最も安価な入札金額だった×××が落札しまして、金額は、税抜きで800万円でした。

1ページへお戻りください。

契約金額は、800万円に消費税を加えた880万円でありまして、落札率は、96.6%であります。

×××市内にある×××と契約いたしました。

入札結果につきましては、6ページをご覧ください。

6ページ、契約内容の公表のとおり、公表いたしました。

また、この工事は、7ページの変更契約内容の公表にありますとおり、契約業者による現地確認の結果、当初設計の際に交換を予定していた金具等がまだ十分に使えることが分かりましたので、設計変更をしまして、税込み27万5,000円の減額をしております。

最後に、この工事の施工状況についてご説明申し上げます。

工事場所ですが、2ページの位置図をご覧ください。

×××市、×××市、×××市内の交差点5か所が工事場所となっております。そのうちの×××交差点の工事設計書が3ページになっております。

BLE路側機の制御機及びアンテナの取付けを示しております。

施工写真につきましては、9ページをご覧ください。

この写真は工事後の写真でありまして、赤丸部分が工事を行った場所となっております。
工事期間につきましては、令和5年1月16日から同年の3月28日までの72日間となります。

工事は、3月24日に完成通知書を受けまして、3月27日に検査を実施しまして、仕様書のとおり完成しておりますので、同日、引渡しを受けております。

8ページを御覧ください。

施工業者に通知した工事成績評定通知書の写しでございます。

本件工事は、71点と評定いたしました。

以上で、交通信号機改良等工事についての説明を終了いたします。ありがとうございます。
審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の先生方から何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

○委員

では、いいですか。

○委員

では、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

信号機は、歩行者に対して、いろいろ情報提供するという最新型のものを設置されているのですが、道路の利用などを考えると、隣接した交差点をまとめて、そのような信号機、装置を取り入れたほうが、その一帯の利便性が上がると思うのですが、今日見せていただいた工事箇所ですと、結構パラパラと離れているように見えるのですが、たまたま今回、そういう発注だったということで、全体としての計画などがあるのか、それとも、隣接した交差点はあまり考えずに、人通りの多いところで、ピンポイントでやっていくという方針なのか、教えていただければと思います。

○説明者

お答えいたします。

今回4か所ということで、基本的には駅周辺に設置しているものになります。昨年度、4基設置しまして、今年度は4基、4か年計画で16基設置する予定でございます。

設置場所につきましては、基本的には、各市町村の意見を聴取しながら、利用頻度が高いところ、あとは、バリアフリー協議会の意見を確認しながら設置しているところでございます。

以上となります。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何か。

では、お願いします。

○委員

指名業者選定の経緯に関連してお伺いしたいのですが、入札委員会は、どういう方によって構成されていて、どういうものなのかということと、そこで信用度について判断されているようなのですが、具体的にどんな資料に基づいて、どのように評価していくものなのか、そのあたりを教えていただければと思います。

○説明者

入札委員会は、警察本部の中に委員長を1人置きまして、そのほかに7名置きまして、その過半数以上の出席でやっているわけですが、×××を中心としたメンバーとなっております。

信用度の話なのですが、工事実績を重視しております。信号機を設置する場所、非常に交通量の多い場所などは工事の危険性が高いということで、信用度を非常に重視しておりますので、今まで実績のある業者を指名しております。

○委員

ありがとうございます。何ページかに、不誠実な行為等がなく、信用度が高いという記載があるのですが、今までの工事の際の態度などを積み上げているのかしらと思ったので質問いたしました。

○説明者

積み上げはやっておりません。県内に実際に8者しかございませんで、この業者につきましても、今まで不誠実な行為や危険なところはありませんでしたので、8者を指名しているという状況になっております。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますか。

では、お願いします。

○委員

特殊性があるといったこと的前提の中で、今、施工実績というお話もありましたが、そうすると、結局、新規参入者があられもない状況が生まれるのかなど。ある程度数が増えていく中で、お互いが切磋琢磨して技術力を上げることも一方では見込まれるのですが、そのあたりはどのように考えていったらよいでしょうか。

○説明者

新規参入はなかなか難しいというのはそのとおりだと思っております。今8者であります。過去に7者ということがあって、1者増えているということがございまして、そのときは、実際やっている事業者から分かれて増えているということがございました。入りたいという話も聞こえてはこないのですが。県内には8者しかございませんが、一般競争になりますと全国になりますので、そうすると二十数社、30者弱ぐらいあります。県内で幾つできるかというのはちょっと難しい問題もあるのですが、全国で見ると、入ってくる業者はあるかもしれません。県内では、今のところ8者で、動きは聞こえてございません。

○委員

もう一点よろしいですか。

○委員

はい。

○委員

金額の差がそんなにないので、「あれっ」と思ったのですが、BLEの機器の115万2,000円は固定なのですか。あるメーカーの値段がその金額で、結局、工事費で多少の差が出てくるぐらいの感じになってしまうのでしょうか。11ページのところに……。

○説明者

こちらの設計書は、我々のほうで予定価格を立てるために積み上げたもので、見積りなどを取って算出した単価でございまして、BLEの機器に関してはこの値段であります。業者様によって、例えば現場への移動の距離とか、仕入れ先が異なってくれば、当然その価格も異なってくるといったところで、差が生まれてくるのかなと心得ております。

○委員

ちなみに、そもそもその機器は、一定数のいろいろなメーカーがあって、その中から選択する余地があるものなのか、ほぼこのメーカーというか、そのシステムは決まっているようなものなのでしょうか。

○説明者

BLE路側機については、現在のところ、1者のみ製作していると承知しております。

○委員

ありがとうございます。

ほかの件でもありましたが、特殊な機械はある程度固定していて、そこでの値段の差はなかなかつかなくて、その周辺の工事費や、先ほどありました現場への距離のリンクの話などで一生懸命競争されているのかなという理解でいます。

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますか。

よろしいですかね。

では、こちらの件につきましては、以上とさせていただきます。どうもありがとうございます。

いました。

6. 土木部・×××所 道路舗装修繕工事

○委員

それでは、6番目、土木部の×××所さん、よろしくお願ひいたします。

○説明者

×××所の×××と申します。よろしくお願ひいたします。

失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

まず、工事箇所についてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、3ページの位置図をご覧くださいと思います。

赤く囲った箇所、主要地方道・×××線、×××市×××地内でございます。今回の施工箇所の北側と南側に主要地方道・×××線との丁字路交差点があり、その区間、約780メートルについて、ひび割れなどにより路面状態が悪く、通過交通による振動や騒音の苦情が寄せられていたことから、令和3年度より舗装修繕工事に着手しているところでございます。

それでは、審議事案説明書に基づき説明させていただきます。

まず、1ページ目をご覧ください。

入札方式ですが、予定価格が1,000万円以上であることから、一般競争入札としております。

工事名は、04県単道修 第×××号 道路舗装修繕工事でございます。

工事種別は、舗装工事でございます。

続きまして、工事概要ですが、4ページ、5ページの平面図も併せてご覧くださいと思います。

4ページが起点側となり、5ページの終点まで、施工延長は378メートル、標準の幅員は6メートルでございます。

この区間において、傷んだ舗装を厚さ5センチメートルで削り取る路面切削工が2,730平方メートル、その後、新しい舗装を行う表層工が同じ面積の2,730平方メートル、センターラインや路側線を引く溶融式区画線工が1,364メートルとなります。

恐れ入りますが、11ページから13ページの工事着手前と完成後の写真をご覧ください。

各ページの上段が施行前の状況です。写真では分かりづらいのですが、路面にひびが入っている状況で、オレンジ色のセンターラインのところ、ひび割れの状況が確認いただけると思います。

恐れ入ります。もう一度、1ページにお戻りください。

入札参加資格でございます。

まず、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された舗装工事の格付

がA等級であること。

次に、茨城県内において、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した道路舗装工事を元請として施工したもののうち、平成24年4月1日から令和4年3月31日の期間に竣工した実績があること。

また、次の全ての要件を満たす主任技術者または監理技術者を対象工事に配置できることとして、一級土木施工管理技士または二級土木施工管理技士（土木）の資格を有するなど、舗装工事について、建設業法第26条に規定する主任技術者または監理技術者になり得る者であること。

監理技術者にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

現在、他工事に配置されている主任（監理）技術者にあつては、本契約時に配置できることとしております。

最後に、×××市、×××市または×××市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があることとしております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、傷んだ舗装を修繕する工事であり、舗装工事は、施工・品質管理が重要であることから、企業の実績を入札参加資格の要件といたしました。

また、今回は舗装工事でございますが、複数の同一工種の工事を同時期に発注することから、とりおりとしております。

応札可能者数は、21者となります。

入札参加者は、原則30者以上でございますが、災害復旧活動を担うこととなる地元建設業者の健全な育成のため、×××所管内の応札可能業者のみとさせていただきます。

次に、契約金額ですが、2ページをご覧ください。

税込みで1,886万5,000円でございます。

入札の経緯及び結果でございます。

事前に入札参加を申請した者が3者おりましたが、本工事の前に開札した工事を落札した1者がとりおりにより無効となったことから、入札参加者は2者でございます。

落札者は×××で、予定価格は税抜き1,806万円、最低制限価格は税抜き1,621万円のところ、入札金額は税抜き1,715万円で、落札率は94.96%でございます。

次に、変更契約についてご説明いたします。

恐れ入りますが、8ページをご覧ください。

変更契約内容の公表でございます。

変更の理由は、表層部の損傷が広範囲で確認されたためでございます。

当初設計につきましては、平成30年度の路面性状調査に基づき、道路台帳や前年度の施工状況などを踏まえて、机上にて作成しておりました。契約後、受注業者と施工箇所の現場確認をしたところ、当初施工範囲を超え、連続して路面のひび割れが確認されたことから、施工範囲を約40メートル南方向、終点側へ延伸し、9ページのとおり、路面切削工及

び表層工ともに260平方メートル増としております。

最後に、工事成績評定の結果でございます。10ページをご覧ください。

工事検査の結果、評定点は、78.1点となっております。

以上、簡単ではございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、委員の皆様から何かご質問等ございますか。

では、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

変更のところなのですけれども、最初の工事範囲の設定は、従来の図面に基づいて机上で行われたということなのですが、道路の路面が悪くて騒音が激しいので、近隣住民の方からの苦情もあって発注されようとしたということなので、現地に行かれたのではないかなと最初思ったのですが、そのときにはご覧になっていなくて、契約してから現地を初めてご覧になったということなのでしょうか。

○説明者

いえ、発注前に現地は確認したということなのですが、詳細に確認したということではなくて、苦情を受けまして現地を見に行き、平成30年ですか、路面性状調査で出ていた範囲のあたりまで壊れているのを確認して出したのですけれども、実際、業者さんと詳細に見ていくと、範囲がもう少し広がっていたということだと聞いております。

○委員

多分、ここだけがすごく損傷しているというよりは、損傷箇所は広く分布していて、それで区間を区切って、年度ごとに工事をされているのではないかなと思ったのですが、これまでの経緯というか、これからのご予定も含めて、それと今回の広げるというのは何か関係があるのですかね。後年やらなければいけないだろうから、今広げておきましょうみたいな話なのか、全く……。

○説明者

位置図で説明させていただいたのですが、実はバイパス工事をやっております、そのバイパスが2年前、この舗装をやる直前ぐらいに供用しております、このバイパス工事で交差点の部分の舗装のやりかえをしております、簡単に言ってしまうと、その部分との隙間がちょっとだけ残ってしまうような形になっていて、その部分も、よくよく見ると悪いということで、今回の工事の中に取り入れて、修繕しようということになったようです。

○委員

分かりました。新しい舗装ができるのに当然目立ちますよね。よく分かりました。あり

がとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ございますか。

今のご質問に絡めてという形になると思うのですが、この手の増額変更は間々あるのですけれども、当初からそれなりにちゃんと精査しておけば、必要ないという話ではないですか。なぜそれが問題と思うかという、当初から適切な金額で入札さえしていれば何の問題もないのか、後から変更増額みたいな話になったときに、その入札プロセスではないところで増額が決まってきた、それは基準の中だから、大した話ではないということなのかなと思うのですが、ただ、入札制度から外れた形で運用され続けてしまっているということで、何年度にもわたって、そういう話がずっと続いているので、この委員会としては、そこは何とかならないのですかねという話を毎年させていただいているところなのですね。なので、当初の机上での計算とか、現地でよく見たらみたいな話もあるのだけれども、そこは少し意識を持っていただいて、当初からきちんとした見積りで、きちんとした入札をやるとい形にさせていただいたほうが、こういう場で毎回毎回、そういう指摘を受けなくて済むのかなと思うのです。すみません。これは、個人的な意見として、そう思いましたということです。

ほかに何かご質問等ございますか。

よろしいですかね。

では、この事案につきましては、ここまでということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、これで前半は終わりということかなと思いますので、ここで休息としたいと思います。10分程度ということですので、では、開始は3時10分からでいいですか。

○事務局

はい。

○委員

では、ということで、皆さん、休憩のほう、よろしくをお願いします。

[休 憩]

○委員

休憩時間の終了より少し早いのですが、皆さん、おそろいのようなので、後半戦を始めたと思います。

7. 農林水産部・×××所 第3工区区画整理事

○委員

それでは、7番目ということで、農林水産部×××さん、よろしくお願いいたします。

○説明者

お世話になります。×××の×××と申します。本日はよろしくお願いいたします。

すみません。着座にて説明させていただきます。

お手元の資料で、ページ数でいくと、2ページの図面を開けていただいてよろしいでしょうか。

まず、地区の概要ということで説明させていただきます。

接写する図面になっておりまして、ちょっと見づらいのですが、×××市×××地区という場所が工事の場所になっております。左側が×××川で、地区が着色されていますが、その東の端のところに×××が走りまして、その外に国道×××バイパスが走るという構図になっております。この下のほうに、地図に表記されていないのですが、×××道の×××インターがありまして、そこから北に1.3キロほど行ったところに×××地区が位置しております。

今回の工事に関しましては、水田の区画整理工事ということで、水田の区画、実際に耕作する面積を大きくすることによって作業効率を上げて、営農の効果を上げるという目的のために、ほ場整備事業、経営体育成基盤整備事業を実施しております。

本地区については、事業としては令和1年度から着工しておりまして、完了年次は、令和8年を目標に実施しております。

地区外周は、この図面上でいくと、3色になっているような形になっているのですが、最外周で51.3ヘクタールを対象に事業を進めております。

今回の該当工事につきましては、赤く着色しております第3工区区画整理工事という形になっております。

申し訳ございませんが、1ページに戻っていただいて、1ページの審議事案説明書で地区の事業内容を説明させていただきます。

すみません。3ページに詳細な位置図がついております。

計画平面図のところでは紫色に塗ってある部分が、面工事と言われる、区画を大きくするために整地工事を行ったエリアになっております。茶色い部分が道路工事です。新しく造る道路で、水色の部分が新しく造る排水路で、道路・水路に囲まれることによってほ場を四角くすることを目的に工事を実施しております。失礼しました。

すみません。1ページに戻っていただきまして、工事名は、経営体育成基盤整備事業、×××地区の第3工区区画整理工事。

工事の種類は、土木一式工事。

工事場所は、×××市×××町地内。

工事概要につきましては、説明いたしました区画整理工、田んぼを大きくするというところで、面積で12.54ヘクタールの事業量になっております。

工事の中身として、整地工、敷砂利工ということで、道路の部分に関しては、砂利を敷いた形が完成形となっておりますので、敷砂利。排水路は、今回、暫定的に土水路という形で行っております。それと、それに付随する附帯工という位置づけの工事になっております。

入札参加資格のご説明をさせていただきます。

本工事は、昨年度の令和4年度の工事になりますので、土木一式工事について、令和3・4年度の県の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている格付で、SまたはAランクに位置づけされている業者を対象としております。

また、茨城県内において、平成19年4月1日から本入札の参加申請期間の末日までに、国、地方公共団体、特殊法人等が発注した同種・類似工事を元請として施工した実績があることを条件としております。過去15年間の実績という部分で、平成19年からという設定にしております。

工種の部分ですが、同種工事としては、農地における区画整理工事（整地工事）ということで、これは本工事と同じ工事です。ここは丁寧に説明しております。

類似工事としては、農地におけるパイプライン工事、暗渠排水工事と規定しております。

これらについては、私どもの工事は特殊性がありまして、最終的に、私どもが整備した後、ユーザーさんの農家の方に返すという形になりますので、ここできちっと営農できるという部分でいきますと、そういう工事の実績がある方が適正だということで、こういう条件を設定させていただいております。

土木一式工事については、建設業法第24条に規定する主任または監理技術者になり得るものであるという形で規定しております。

続きまして、範囲の部分です。×××管内のうち、×××、×××、×××、×××、×××、×××、×××が私ども土地改良部門の5市1町の範囲になります。そこに、同じ×××なのですが、×××管内の×××、×××を加えた7市1町を範囲としております。

入札参加資格設定の経緯及び理由ですが、先ほど説明しましたように、区画整理工事という部分で、工事の品質が生産力に影響を与えるという部分を重視しまして設定しております。

地域要件については、5ブロック、農林事務所の単位の中でやるということで、×××の5市1町プラス隣接する×××市・×××市という設定になりました。

この範囲の中で、S・Aランクの応札可能業者数という部分は、58者が該当しているということになっております。

契約金額については、6,985万円という金額になっております。

入札参加者については、この後の4ページに書取書がついておりますので、ここで説明させていただきます。

本工事当日、同じ地区での同種工事の発注工事がありまして、申込者数は7者ありましたが、そのうち1者が先行の開札で応札者となりまして、1番の×××さんが応札者とな

りましたので、無効という扱いになりまして、2番から7番の6者で応札という形になっております。

本工事については、工事の変更を行っております。6ページに、変更契約内容の公表ということで、変更時の公表資料がついております。

ここで、変更の理由ということで、システム上、細かく書けない部分がありますので、既設舗装版を利用した腹付盛土による施工に伴う減という形で記載しております。

次のページの7ページに、その部分の詳細な部分を記載しております。

変更理由書の中の1番で、道路工について、先ほど説明しました、腹付道路の部分の舗装をはがすことをやめたことで減額が生じたという部分があります。

次に、「既設コンクリートの撤去工について」という部分で、ほ場区域内に設置されていたコンクリート構造物等が埋没していたものや、水田の境界に設置するコンクリート製の畦畔ブロック等が確認されたため、それらの撤去処分費が増えたということで、これは増の部分です。

あと、現地精査による減ということで、これは、アスファルト殻等、想定した数量より実際出てきた量が少なかったという部分があつて、減ということです。

それらが変更の理由となっております。

8ページは、工事完成時の工事成績評定結果表を添付させていただいております。

本件の工事については、評定の結果として、72.1点という評定点とさせていただいております。

×××地区第3工区区画整理工事についての説明は以上とさせていただきます。

○委員

ご説明ありがとうございました。

では、今のご説明に関しまして、委員の皆様からご質問等ございましたら、お願いいたします。

○委員

では、私から。

○委員

では、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

変更理由書というか、言葉が分からなかったので教えてほしいのですが、盛土は、土を盛って何か構造物をつくるイメージなのですかけれども、腹付というのはどういうものなのでしょうか。

○説明者

今回、既設の3メートル程度の道路を5メートルに広げましょうという形であったものですから、もともとの道路を使って広げるので、そこにくっつける部分について、腹付盛

土という表記をさせていただいております。

○委員

ああ、もともとの盛土の幅を広げたようなイメージでよろしいのですか。

○説明者

そうです。今回の場合、それを2メートル広げるということで、両側に1メートルずつ広げたという構図になっております。

○委員

それは道路を広げるということで、その後、舗装する予定だったのが、周辺の道路とくっつけるから、舗装しなくていいと書いてあるように見えたのですが、そうではないのですか。

○説明者

その部分は、もともと狭い道路で、コンクリート舗装がされておりました。当初は、路体を統一化しようということで、最終的な舗装は、うちのほうは碎石舗装ということだったので、撤去して、全幅で碎石を敷こうと思ったのですが、地元で主要道路として使っている都合上、碎石よりは、細い部分でもコンクリートが残っていたほうが良いというご要望がありましたので、そこを残すという形での変更という形になります。

○委員

そうすると、もともとの道路はコンクリート舗装で、新しくつけた腹付盛土のところは碎石で、道路として使うときに、路面として、左右で舗装状態が違うのは何か問題にならないのですか。

○説明者

そんなに通る道路ではなくて、すれ違うときだけ碎石側に寄るような感じで、1台のときには真ん中を走るといった形になるかと思います。

○委員

センターラインをつけてらっしゃらないのですね。

○説明者

そういう道路ではないです。

○委員

ああ、そうですか。分かりました。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかに何かご質問等ありますか。

○委員

委員長、もう一つ聞いていいですか。

○委員

どうぞ。

○委員

すみません。区画整理をされているのは、農家の方がお持ちの田んぼですよ。これを大きくやるというとき、その持ち主は一緒なのですか。どういうイメージなのですかね。

○説明者

もともとの皆さんに所有権があります。ただ、近年、農業をやっても採算が合わないという中でいくと、それを効率よくやるために、経営面積が大きい方のところに農地を集めるということで、集積ということを行っているのですが、そういう部分がありますので、例えば、1枚の区画の中に、所有者として3人入る。それを1枚として大きく使いたしましょう。これは県が入って、中間管理機構という制度がありまして、そこで賃借の部分の契約をして、地域の大きい農家さん、担い手さんに土地を貸すという部分を併せてやる。

○委員

では、もともと同じ方が持っていた細切れの田んぼを1枚にまとめるというよりは、もともといろいろな方が持っていたものを1枚にまとめて、効率よく経営しようということなのですね。

○説明者

そうです。個々人の所有権のところも当然1枚に集積します。なおかつ、その1枚をつくらぬ方は大きい方にお貸しするという形になります。地主さんとして見れば、もともと、例えば3つあった農地が1か所になるという利点があります。借手側は、自分の土地等を含めて、隣にそういう土地を持ってきてもらえると、大きい区画で使えるというメリットになる。

○委員

分かりました。ありがとうございます。

○委員

ほかに何かご質問等ありますか。

今の事業に関してなのですが、これは私の個人的な興味ということで、関東農政局などで同じような事業をやっているではないですか。それと、県もあつたり、ちょっと読んだところによると、例えば改良区みたいなところがあつたりして、いくつか階層があるというか、レイヤーがあると思うのですが、それとの兼ね合いというか、立ち位置というところをご説明いただけるといいかなと思います。

○説明者

同じほ場整備で、今、先生がおっしゃったように、国がやったり、県がやったり、地元と言われる土地改良区という組織がやられる工事があつたりします。やっている内容についてはほぼ同じです。

何が違うかという、面積によって要件を変える。今回、地区の面積は50ヘクタールあるのですが、県がやるものは20ヘクタール以上という形で規定しております。20ヘクタール未満のものについては、私どもは団体営と言っているのですが、市町村や改良区さんが

やられる。地区面積として、たしか300ヘクタール以上になると国が出てくるということで、茨城県内でも1地区ほど国がやられている事業があります。そのように、面積で事業制度そのものが分かれていますので、このように仕分けしているという形です。

○委員

ありがとうございました。私の興味で聞いてしまいました。

ほかに何かご質問等ありますか。

よろしいですかね。

では、こちらの件につきましては、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

8. 農林水産部・××× ポンプ設備その2工事

○委員

それでは、8番目の事案です。×××さん、よろしくお願いします。

○説明者

よろしくお願いします。×××の×××でございます。

着座にてご説明を申し上げます。失礼いたします。

まず、審議事案の説明に入る前に、工事を行っております事業の概要からご説明させていただきます。

ページ数は、3ページになります。

この工事は、基幹水利施設ストックマネジメント事業、×××地区として行っております。

基幹水利施設ストックマネジメント事業は、受益面積100ヘクタール以上の比較的規模の大きな農業用の用水機場や排水機場の施設について、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る事業でございます。×××地区としては、ポンプ設備や機場建屋の補修などの整備を令和2年度から実施しておりますところでございます。

今回の事案となっておりますのは、図面上のピンク色で示しております×××市、×××市、×××町にまたがります水田地帯の排水を担っておる排水機場のポンプ設備工事でございます。

次に、工事の概要についてご説明させていただきます。

図面は4ページになります。

今回の工事は、排水機場に設置されている取水ポンプ（直径65ミリの3.7キロワット）1台、封水・冷却水用の渦巻ポンプ（直径40ミリの1.5キロワット）2台及び高压引込受電盤などの電気設備などを整備する工事の内容となっております。

図面上で言いますと、赤く塗られている部分が工事範囲となっております。

発注時は、令和5年3月30日を工期としておりましたが、資材納入の遅れが工場での製

作工程に影響してしまつた。さらに、排水機場であることから、降水量が多い出水時期では工事ができないことなどから、工期を令和6年3月29日まで延期しており、現在も工事を実施中でございます。

工事の進捗状況は、1月中旬に機器類の製作が終了、2月から据付け工事に着手していません。

7ページの写真をご覧ください。

写真は、工場での製作状況になっております。

上段の写真が、封水・冷却水ポンプの組立て完了状況、下の段が、高圧引込受電盤の製作状況となっております。

それでは、1ページにお戻りいただきまして、審議事案説明書に基づき、ご説明させていただきます。

まず、入札方式ですが、一般競争入札方式でございます。

工事名は、記載されているとおりでございます。工事番号は、記載されているとおりです。

工事種別につきましては、機械器具設置工事、工事場所は、×××市の山でございます。

工事概要は、ポンプ設備工は、井戸ポンプ（65ミリの3.7キロワット）1台、渦巻ポンプ（40ミリの1.5キロワット）2台、電気設備工一式でございます。

入札参加資格は、次のとおりになっております。

令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に機械器具設置工事として登録があること。

平成19年度から令和3年度までの15年間に、元請として県内において施工し、竣工した実績があること。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び福島県（茨城県または近隣都県）におきまして、保守管理等の体制が整備された会社組織があること、かつ、平成19年4月1日から本入札の参加申請期間の末日までにおける茨城県内の維持管理実績があること。

工事完了または引渡し後に施設管理者等からの維持管理等の要望に速やかに対応できること。

農業用排水ポンプ設備工事におきまして、主任（監理）技術者または現場代理人として施工した実績（元請として施工したものに限る）がある主任技術者または監理技術者を専任で配置できること。

以上が入札参加資格となります。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由についてですが、当工事は、地域の排水を担う排水ポンプ設備の新設工事であり、ポンプ設備等におきまして、一定の水準の技術力が求められることから、同種工事の施工実績を要件としました。

また、施工後の維持管理におきましても速やかな対応が求められることから、地域要件

を県内または近隣都県とし、あわせて、県内における維持管理実績を要件としました。

これらの要件を満たす応札可能者数は14者でした。

契約金額は、税込み1億3,200万円となっております。

入札の経緯及び結果でございますが、入札参加者は1者、落札者は、×××でございます。

予定価格は、税抜きで1億2,367万円、最低制限価格は1億1,349万円、入札金額は1億2,000万円、落札率は97%となっております。

審議事案説明書に関しましては以上でございます。

添付資料といたしまして、5ページに入札書取書をつけてございます。

6ページが契約内容の公表となっております。

8ページが工事起工概要書となっております、9ページから17ページが積算書の内訳表となっております。

18ページ以降が入札公告となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問等あれば、よろしくお願いいたします。

○委員

では、いいですか。

○委員

では、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

応募可能業者数が14者で、結局、1者からしか応札がなかったということなのですが、これは特別に何か理由というか、いろいろご説明がある中で、その一連の工事で別の工事を落札されたので、辞退されたというのがあるのですけれども、このポンプ設備関係でも、一斉に幾つかの事務所から発注があつて、それで、といったことなのでしょう。金額も大きい工事なので、割と人気があるというか、応札が多いのかなと思ったのですが、何か特別な事情などがあつたのでしょうか。

○説明者

既設の施設は、落札者の×××のポンプ設備でございます。これまでも維持管理を担っておりまして、ポンプ類の稼働に関しましては、電気制御盤等の取り合いが各社にあると聞いております。基本的には、同一の会社で整備されることが多くなっているというところで、複数の会社の設備となった場合、設備の稼働に不具合が生じた際の責任分界点が明確にならないことが懸念されると考えられております。あわせて、近年、ポンプ設備や電気設備などにつきましては、資材の調達の関係で、製造に期間を要する傾向もございませ

て、工事期間も長期化している状況です。

こういった中、1件の工事に配属される技術者の専任期間が長くなるということで、各社とも技術者不足を招いているというのが影響しているのではなかろうかと思われます。

こうしたことから、1者応札になったのではないかと推測されております。

○委員

すみません。私が誤解しているのかもしれませんが、今のご説明だと、今稼働している機械のメンテを過去に何回かした会社が×××という会社なのではないでしょうか。その会社なので、その会社が落札されることが望ましいとおっしゃっているのであれば、そもそも一般競争入札ではなくて、随意契約かなんかにされるべきだと思いますし、いや、そうではなくて、いろいろな企業の方にチャンスがあって、県内のそういう業種を育てていくことも、こういう公共事業の一つの役割かと思いますが、そういうことであれば、ほかの会社が入札しやすいような環境というか、整えるという方向に行くのではないかと思うのですけれども、今のご説明だと、変な言い方ですが、14者の中で忖度して、「今回は×××さんですね」みたいな感じの入札をよしとされたということなのではないでしょうか。

○説明者

決してそういう意図はございません。

○委員

それはきつい言い方でしたが。

○説明者

いえいえ。私どもとしては、応札の要件については、先ほどご説明したとおりでございます。施設としては、従前のポンプは×××さんだということで、それだと、ほかの業者さんが入れないというわけでは決してないというところがございます。うちとしては、まず、基本的な条件としての資格要件等については、どの方でも応じられるような条件を付して行っているということでございますので、そういうことはあらかじめ想定しておりません。

回答としては以上となります。

○委員

分かりました。今回の工事は、附帯設備の設置工事で、今、稼働しているものがそうだから、そういう業者さんのほうがいだろうと、勝手に業者さんのほうで思って、応札されなかったということなのではないでしょうか、何年かたって器具をかえるときには、また多くの方が入ってくると期待されているということですね。

○説明者

はい。

○委員

分かりました。ありがとうございました。

○委員

ほかの先生方、いかがでしょうか。

これまで、この審査会の中でもいろいろと話題になってきて、1者しか応札しないという環境は果たしてどうなのかというところが意識としてあって、一つの方法としては、多くの方に入札していただけるように、業者数を増やすという方向性なのかとか、もろもろあると思うのですが、今のお話だと、従前からの流れで、というお話だから、それはそれで理解するところがあるのですけれどもというところですかね。

ほかに何か特にございますか。

よろしいでしょうか。

では、この案件は以上ということで、審議を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

9. 土木部・××× 汚泥処理監視制御設備改築工事

○委員

では、準備が整いましたら、よろしくをお願いします。

○説明者

×××の×××でございます。よろしくをお願いします。

座って説明させていただきます。

9番目の案件、×××で発注いたしました汚泥処理監視制御設備改築工事につきまして、審議事案説明書に沿ってご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

入札方式につきましては、総合評価方式による一般競争入札でございます。

工事名は、04国補特下第×××号 汚泥処理監視制御設備改築工事でございます。

工事種別は、電気工事で、工事場所は、×××市×××地内でございます。

3ページをご覧ください。

右上の図が工事箇所的位置図でございます。

本工事につきましては、老朽化した下水道汚泥処理施設における設備の監視や制御を遠隔で行う汚泥処理監視制御設備の改築工事を実施するものでございます。

詳細な図面は、ページ中央に記載のとおりで、赤枠部分が今回の当該箇所となっております。

内容といたしましては、左の写真①のポンプや汚泥かき寄せ機等の機械設備の遠隔操作や状態監視を行う監視制御装置が一式、その下、②の流量計や濃度計のデータを演算処理する計装器盤が一式、右側、③のポンプや汚泥かき寄せ機等の機械設備における制御信号の通信や演算処理を行うコントローラが一式、その下、④の写真ですが、汚泥量や薬液量を測定する流量計が一式でございます。

1ページにお戻りください。

入札参加資格でございます。

1点目、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された電気工事の格付がAで、総合点数が1,000点以上の者であること。

2点目、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された電気工事の年間平均完成工事高が50億円以上の者であること。

3点目、過去10年以内に国内において竣工した地方公共団体または日本下水道事業団が発注した同種または類似電気設備工事を元請として施工した実績があること。

なお、同種工事とは、特別高圧受変電設備を有する下水道終末処理場におけるLCD監視制御装置の新設または改築工事です。

類似工事とは、下水道終末処理場、下水道中継ポンプ場または浄水場における電気設備の新築または改築工事としてございます。

4点目、電気工事につきましては、建設業法第26条に規定する技術者を配置することといたしました。

その下、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、施設を稼働しながら、既存の設備から新設設備への切替え工事などが必要とされることから、設備に精通した高度な技術と経験を持つ業者を選定する必要がございます。よって、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などを併せて評価の対象とすることにより工事の品質確保を図るため、総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

この資格要件では、応札可能業者数は43者でございます。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、25ページ、26ページに記載してございます。

2ページにお戻りください。

入札の経緯及び結果でございます。

令和4年5月13日に入札公告を行いましたところ、1者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、1者が参加資格ありと認められました。

同年6月9日に開札し、申請した1者から応札がありました。

入札結果につきましては、4ページをご覧ください。

入札価格と価格以外の評価から評価値を算定し、評価値の一番高い者を落札者としてございます。

算定の結果、評価値が第1位である×××と契約を行いました。

予定価格は税抜き3億6,642万円、調査基準価格は3億3,710万円、これに対しまして、入札金額は税抜き3億6,600万円、落札率は99.9%、評価点は107.5点、これを基に算出した評価値が2.937となっております。

なお、価格以外の評価結果及び総合評価結果につきましては、5ページに記載のとおりでございます。

設計変更につきましては、現時点では行ってございません。

なお、2か年の債務負担行為対象工事であり、工事の完成は、令和6年3月を予定してございます。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問を受けたいと思います。どなたかいらっしゃいますか。では、どうぞ。

○委員

ご説明ありがとうございました。

2つほどお伺いしたいのですが、似ている質問かもしれません。

金額が大きい工事で、応札可能業者数が43者で、かなり広い範囲から応募してくれるのかなと思ったら1者しかなかった。それは何か思い当たることがあるのかということが1つ。せっかく多いのに1者しかないのは、そもそも、その入札という発注の仕方に問題があると思われたのかどうかといったところがちょっと気になる場所というのが1つと、もう1つは、落札率が99.9%ということで、私はこの委員になって初めてその数字を見たのですが、もうちょっと高かったら、これはどうなるのですかね。超えていたら、入札は流れるのですか。

○説明者

そうですね。流れてしまいますね。

○委員

もう一回入札をするということになるのですか。

○説明者

基本的に、この金額自体が公表されているので、それ以上高く入れる人はいないと思いますが。

○委員

ああ、そうか、そうか。

○説明者

すみません。2番目の質問から答えてしまいました。

○委員

いやいや。なるほど。では、その金額は公表されているので……。

○説明者

それよりも高く入れてしまえば当然取れないですね。

○委員

取れないですね。だから、これまで、2者、3者とか、5者、6者とか入札があるとす

れば、99.9ということはほとんどなかった感じがするような応札に見えるのですが、そういうところも含めて、この会社はネームバリューもありますし、信頼度が低いというわけではないですけども、そのような応札をされたことについて、発注機関としてはどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○説明者

今回の工事は改築工事ということで、丸々新設ではないというところがありまして、既存の施設を動かしながら改築していくということがあるので、既存の施設の施工業者が優位な点はあると思います。逆に言うと、ほかの業者が入って、それを改築すること自体、手間ではないですが、そういう部分があって、こういう結果になっているのかなというのが我々の分析です。

○委員

いろいろな地区というか、設備をやられていて、更新だと、今動いているものをやった会社が取るといって、ほかの会社はあまり入ってこないような感じなのですか。ご存じの範囲で結構ですが。

○説明者

設備を丸々交換するとか、大きく交換する場合は、いろいろな会社が参入できるというのはあると思うのですが、既に動いて部分を改築していくときには、こういう傾向が強いですね。

○委員

裏表ですが、結局、今動いているものをうまく動かしてもらうためには、経験のある会社にやってもらうのが一番よくて、そういう意味では、それを何でわざわざ入札にするのかなともちょっと思うのですが。

○説明者

ただ、それでも、間口を広げて、新しい会社が参入できるようにするのが我々の入札方式だと思います。

○委員

そのようなアピールや広報など、何か工夫されたりしていますか。

○説明者

それは当然、入札条件の中で……。

○委員

あまり自分で宣伝したりできないですね。

○説明者

四十何者という入札要件で我々は公告しているので、それで読み取ってもらうと考えます。

○委員

なるほど。分かりました。なかなか難しいですね。ありがとうございました。

○委員

ありがとうございます。

ほかの先生方、ご意見などでも結構ですし、何かあれば発言していただければいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

特によろしいですか。

ありがとうございました。

では、9番につきましては、ここまでとさせていただきます。

10. 土木部・××× 水処理2系1/2電気設備工事

○委員

では、10番も一緒ということで、続けてお願いします。

○説明者

続きまして、10番の案件でございます。×××の水処理2系1/2の電気設備工事につきまして、審議事案説明書に沿ってご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

工事名は、04国補鬼怒流下第×××号 水処理2系1/2電気設備工事でございます。

工事種別は、先ほどのように電気工事でございます。工事場所は、×××市×××地内でございます。

3ページをご覧ください。

右の上の図が当該工事箇所的位置図でございます。

本工事につきましては、×××周辺開発に伴う汚水量の増加に対応するため、終末処理場の能力をアップというか、増強を目的とした電気設備の増設工事を実施するものでございます。

詳細な図面は、ページ中央に記載のとおりでございます。赤枠部分が当該工事箇所となっております。

内容といたしましては、左側の写真①のポンプや汚泥かき寄せ機等の機械設備への電力供給の入り切りを操作するコントロールセンタが一式、その下、②の機械設備の運転・操作をする現場操作盤が一式、右側の③の流量や濃度を測定する計装設備が一式、その下、④の制御信号の通信や演算処理を行うコントローラ機能の増設が一式でございます。

1ページにお戻りください。

入札参加資格でございます。

1点目、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている電気工事の格付がA、総合点数が1,000点以上の業者であること。

2点目、令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている電気工事の年間平均完成工事高が50億円以上であること。

3点目、過去10年以内に国内において竣工した地方公共団体または日本下水道事業団が発注した同種または類似電気設備工事を元請として施工した実績があること。

なお、同種工事とは、高圧受変電設備を有する下水道終末処理場におけるコントロールセンターの新設または改築工事、類似工事は、下水道終末処理場、下水道中継ポンプ場または浄水場における電気設備の新設または改築工事としてございます。

4点目、電気工事について、建設業法第26条に規定する技術者を配置することができる者といたしました。

その下、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

本工事は、下水道の機能を維持するための重要な設備工事であり、工程管理と施工の確実性を求められることから、設備に精通した高度な技術と経験を持つ業者を選定する必要がございます。よって、企業の施工実績、配置予定技術者の施工経験などを併せて評価の対象とすることにより工事の品質確保を図るため、総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

この資格要件で、応札可能業者数は43者でございます。

総合評価方式の評価項目及び評価基準につきましては、25ページ、26ページに記載のとおりでございます。

2ページにお戻りください。

入札の経緯及び結果でございます。

令和4年6月3日に入札公告を行いましたところ、1者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、参加資格ありと認められました。

同年6月30日の開札には、申請した1者から応札がありました。

入札結果につきましては、4ページをご覧ください。

入札結果と価格以外の評価から評価値を算定し、評価値の一番高い者を落札者としております。

算定の結果、評価値が第1位である×××と契約いたしました。

予定価格は税抜き1億8,915万円、調査基準価格は1億7,401万円、これに対しまして、入札金額は税抜き1億8,150万円、落札率が96%、評価点が109点、これらを基に算出した評価値が6.005となっております。

なお、価格以外の評価結果及び総合評価結果につきましては、5ページに記載のとおりでございます。

設計変更につきましては、現時点ではやってございません。

なお、こちらも2か年の債務負担行為対象の工事でございます、工事の完成は、令和6年3月を予定してございます。

以上、簡単でございますが、審議事案の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

委員の先生方からご質問等ございましたら、お願いします。

では、お願いします。

○委員

ご説明ありがとうございます。

この会社は結構大手の会社なのですか。ポンプの専門家というか。

○説明者

そうですね。ポンプ場のポンプなどもやっています。

○委員

ああ、そうですね。いや、今日のもう一件も同じ会社で、技術者を幾つかの現場に同時に配置したりすることが可能なぐらい大きい会社で、信頼度が高いと。

先回りして申し訳ないのですが、先ほどのご回答だと、稼働しているポンプは、この会社がメンテしているポンプということですか。

○説明者

そうです。

○委員

なかなか難しいですね。

○説明者

そうですね。

○委員

いや、この委員会で、入札ということになると、しかも一般競争入札になると、何者か来て、結果的には、前にメンテされた会社はノウハウがあるし、いろいろな意味で安く設定することができるので、落札されていきますというのが流れかなと思うのですが、そうではなくて、ほかのところは出てこないということで、付き合いで出されても困るところがあるのですが、そういう感じで、皆さん、お忙しいのかなと思って伺っているのですけれども、どうですか。

○説明者

こちら先ほどと近い理由があると思われます。既存の施設の増設なので、既存の一系列分は動いている中で、新たに半分の系列を入れていくという仕事がございます。既存施設を動かしながらつないでいくので、そのリスクを他の業者がどれだけ背負っていくかというのがあると思うので、こういう結果になる。我々は入札のとき、いろいろな業者さんを、というのは考えてございますが。

○委員

金額にあらわれないリスクみたいなものですかね。

○説明者

そうですね。

○委員

もともと、動かしているものにさわったことがあるかどうかというのは結構大きい話ですからね。難しいですね。いや、それだと、金額の多寡に関係なく、今回は増設やメンテだから、随意契約で、そこにやっていただきますというふうにはできないものですかね。

○説明者

いや、そこは、入札の中でというときに、そのメリットをどれだけ加味しながら入札するのかというのはあると思うのですが、我々は今、当然、電気メーカーに条件をつけていますが、40者以上ございますので、その中で、今のリスクというのは分からないですけども、設置するときに、新しく参入してくる人がどれだけいるのか。我々、それは拒むものではないので。

○委員

いや、入札一つ取ってもいろいろコストがかかりますから、そういうところに、最終的に、そういう工事の予算そのものを持ってきても本末転倒の話だと思いますので、何かうまいことやればなと思います。雑談みたいな感じになってしまって、すみません。

○委員

どうぞ。

○委員

形式的なところの確認なのですが、×××さんがたくさん出てきて、これは平仮名で書かれているところと漢字の表記もあるのですが、どちらが正式名称なのか。

○事務局

事務局からよろしいですか。こちらは漢字で×××と書くものが正式名称です。ただ、これは常用漢字表にないので、入札参加資格者名簿としては、平仮名の×××という名称で出しております。そういった関係で、漢字と平仮名が混在している状況になってございます。

○委員

いずれも同一の……。

○事務局

同じです。

○委員

ありがとうございます。

あとは、もしお伺いできればなのですが、本件の応札可能業者は43者で、その43者の入札の担当者は、ふだん担当している方とか、面識があるような方なのか。×××はすごくいっぱい出てくるので、担当者の方も面識があるような方なのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

○説明者

四十何者の全員に面識があるかどうかというと、それはないですね。

×××さんという問いに対しては、既存の施設は×××さんでやっていますので、そこは当然面識があると思われます。

○委員

よく分かるのではないかとか。

○説明者

そうですね。

○委員

ありがとうございます。

○委員

ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがですか。

どうぞ。

○委員

今回、部品というか、機器の取替えがありますよね。

○説明者

取替えというイメージよりも、増設となります。

○委員

ああ、追加するということですね。

○説明者

そうですね。上の池はもうできております。そこに機械・電気が入っていますので、それを下のほうに拡張する形ですので、ある部品を交換するというイメージよりも、今度拡張する部分の池に対しての電気設備の増設となります。

○委員

そうだと、たとえ取ったとしても、新たな施行者は、既存がどうなっているのかが分からないと、実際に現場に入って作業をする上で大変ですよ。既存のこの線とこの線はどのようになっている、元はどこから来ているかなどというのを一つ一つやるとなると、図面もあるにはあるのでしょうけれども、新たな業者が入るとなると、その辺は非常に大変で、とても予定の金額ではやれないといったことがほかの業者ではあって、応札しなかったのかなということとも違うのですか。

○説明者

極端に金額が、というよりも、オペレーション上、今、既存の上のほうは処理しながら電気系統を流して、そこに新たにつないでいくというときのリスクというか、オペレーション上、やっている人のほうが、そういうのはつなぎやすいという面はあると思うのですが、極端に材料云々が、という感じではないと思います。設計金額に対して、そういう会社が入るときは割高ではないのかというのは、そういう積算ではないので。

○委員

こういうことが結構多そうなので、何か方法が……。先ほどエレベーターの話もありましたが、エレベーターなどはまさしく部品の交換なので、今まで×××のエレベーターだったところに×××が入ってきて、部品を交換できるのかといった問題があって、そこは随契をしたといったことでしたけれども、一般競争入札で1者応札になるケースと随契にすべきケースがはっきりしないというか、随契にしたほうが、今おっしゃったように、いいのではないかというケースは結構あるのかなと思ったりして、この前の物件の話も聞いていたのですが、そのあたりは多分課題なのかなと思いますね。すみません。個人的な感想を述べました。

○委員

ありがとうございます。

これを含めてなのですが、何年かやっていると、この手の1者みたいな話とか、そこしかなできないのではないかみたいな話が結構増えているように思えるので、健全な入札制度というところとの兼ね合いで、どうしていかなければいけないのかというのはやはり検討課題なのかなと思います。ただ、それをこの委員会でやるべきなのかとか、どこがそういうものを主管するのかという問題はまた別にあると思うのですが、一応そういった問題意識もあるのかなというところでは。

すみません。ありがとうございました。

では、ここまでとしたいと思います。

そうしましたら、事案の審査はここまでということでありまして、入替えの後、事務局から話があるかと思えます。

(2) その他

○委員

続きまして、「その他」ということで、お願いします。

○事務局

それでは、事務局から、その他の報告事項としまして、第1回定例会議で×××委員からご質問がありました、境工事事務所の落札率の件についてご説明いたします。

今、紙でお配りしました、「第1回定例会議資料より抜粋」とあります資料をご覧ください。

第1回定例会議におきまして、×××委員から、平均値の算出に当たって、境工事事務所を別枠として計上しているが、数値を見ていくと、それほど変わりもなくなっており、今後どのくらいまで別枠とするのかといったご質問がございました。資料の緑の12土木平均と黄色の11土木平均と分けていることについてのご質問でございます。

それから、×××委員からも、何か要因があるのか分析してみても、というご助言がありましたことから、落札率について検証した資料を作成しましたので、ご説明いたします。

タブレットの「⑩境工事事務所の落札率について」のファイルをご覧ください。

1 ページ目が、年度別の落札率の推移を事務所別に示したグラフでございます。境工事事務所は赤線で示しております。

グラフの左側、平成22年9月に境地区の談合事件がございまして、公正取引委員会による立入調査が行われました。これを契機に、境工事の落札率は、平成21年度の97.0%から、平成24年度には87.9%に急落いたしました。その後、落札率は、12土木事務所では一番低くなっております。近年は上昇傾向にありますが、最下位を維持している状況でございます。

次に、2 ページをご覧ください。

工事の件数や業者数、応札者数が落札率と関係するのかを検証いたしました。

まず、前提としまして、予定価格は同じ基準、つまり公共工事設計労務単価や物価資料に基づく単価を用いて、積算基準及び標準歩掛りに基づいて積算しますので、事務所ごとの差異はございません。

また、集計対象期間は、単年度ではばらつきが出るので、令和元年度から4年度までの4か年を対象としております。

表の一番左のaは落札率で、高い順に並べております。左から2番目のbは工事件数、その次のcは、最低制限価格または低入札調査基準を下回った入札があった件数でございます。その隣のc/bは、工事件数に対して基準価格を下回った割合、eは、管内の土木一式工事の入札参加資格を持っている業者数でございます。その右は、管内業者1者当たりの工事件数でございまして、工事件数bを管内業者数で割ったものでございます。一番右は平均応札者数でございまして、一つの工事に対して何者が入札したかを示しております。

次、3 ページをご覧ください。

先ほどの表を散布図にしたものでございます。境工事は赤でプロットしております。

左の図が、落札率aと基準価格を下回った割合、表で言いますと、aとcの関係を示したものでございます。

標準価格を下回った割合が大きいと、落札率が低いという傾向が見られました。

ただし、これは、落札率が低いところでは、最低基準価格を下回るケースが多い状況を示していると思われますので、要因と言えるものではないと考えられます。

次に、中央の図は、落札率と業者1者当たりの工事件数の関係を示したものでございます。1者当たりの工事件数が少なければ、競争によって落札率が低くなるかと思われましたが、相関は見られませんでした。

右の図は、落札率と応札者数の関係を示したものでございます。応札者数が多ければ、競争によって落札率が低いかと思われましたが、これも相関は見られませんでした。

次に、4 ページをご覧ください。

1 ページ目に示した落札率の推移に、12土木平均、緑色の線と、境工事を除く平均、黄

色の線を入れたものでございます。

ご覧のように、2つのグラフにほとんど差異は見られません。

先ほど検証したとおり、落札率と管内一業者当たりの工事数、応札者数には相関が見られませんでした。

グラフのほうに戻りますと、談合事件があった当時は、境工事の落札率が全体に影響するものと考えまして、12土木の平均とは別に、境工事を除いた平均も算出してきましたが、境工事の工事件数が全体に比べて少なく、全体への影響が小さいということ、それから、落札率の傾向としては、ほかの事務所に近づきつつあるということから、グラフからもお分かりのとおり、また、×××委員のご指摘のとおり、境工事を除いた平均値を算出することにあまり意味はないと考えられます。したがって、事務局としては、来年度以降は12土木の平均値のみとすることを提案したいと考えております。

ただし、境工事については、先ほど述べましたとおり、基準価格付近での競争が継続しておりますので、今後も継続的に注視していく必要はあるものと考えております。

説明は以上となります。

○委員

ありがとうございました。前々回に、疑問点ということで出たところにつきまして、事務局で調査いただいたということで、ありがとうございました。

これだという原因がなかなかないということのようなので、現時点で何らかの対策を取るといった話ではないのかなというところです。

一方、その平均値の話につきましては、有意性がないことが明らかになったということのようなので、これにつきましては、事務局のご提案のとおり、境工事を除くというところの取扱いについては、次年度からはしないということにさせていただければと思いますが、ご異論はございませんか。

よろしいですかね。ありがとうございます。では、その方向でやりましょう。

あと、応札率が低いところについては、引き続き注視していくということでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議題については以上ということですが、本年度最後ということでもございますので、何かご意見、ご発言等ございましたら、承りたいと思うのですけれども、何かございますか。

○委員

いいですか。

○委員

どうぞ。

○委員

何度か申し上げていますが、一般の土木事業だと、コンクリートを練るとか、砕石の調達とかのノウハウを持っている業者とそうでない業者はあまり差がないと思われて、そういう意味で、一般競争入札をして、その地域の企業を育てるとするのは非常に有効だと思

うのですけれども、今日のお話を伺っていると、電気の機器とか、今動いているものに対してプラスアルファ、あるいはちょっと補修というものについては、圧倒的に、納入した、あるいは最近メンテをした業者が、見えない、金額ではない有利さを持っているということなので、それを真っ向から否定して、これまでと一緒に入札でやるのか、それとも、その辺の有利性はある程度認めた上で、随意契約などをして、ある一定期間来たら全取替えの工事をするとか、民間の方も、また、発注機関の方も、そういう制度にだんだん慣れてきたところで、そういうことをもっと有効に使うとか、そうではない方法で、もっと有効に公共事業を行うことを考えてもいい時期かなと個人的には思いました。感想です。

○委員

ありがとうございます。

ほかの先生方、どうですか。大丈夫ですか。

それでは、以後の進行は事務局にお返ししましょうかね。

ありがとうございます。

(以下、進行など省略)